

## 住宅借換ローン（株ジャックス保証）

（令和5年10月1日現在）

商品名	住宅借換ローン（株ジャックス保証）
ご利用いただける方	○ J A の営業区域内に居住または勤務している方。 ○ お借入時の年齢が 20 歳以上 65 歳以下であり、最終償還時の満年齢が 79 歳以下の方。 ○ 安定継続した収入の見込める方。 ○ 住宅金融公庫等の住宅ローン利用者で返済実績が 5 年以上であり、かつ、直近 1 年間に返済遅延のない方。 ○ J A が指定する保証機関（株ジャックス）の保証が受けられる方。 ○ その他 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ 公庫等公的および民間住宅ローンの借換（自 J A、他行を問わず対象とする。）。
借入金額	○ 50 万円以上 2,000 万円（自営業者は 1,000 万円）以内とし、10 万円単位とします。ただし、借換対象ローンの残高を上限とします。
借入期間	○ 6 ヶ月以上 20 年以内とします。ただし、借換対象ローンの残存期間に 3 年を加算した期間を上限とします。
借入利率	○ 次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動金利選択型】 当初お借入時に、固定金利をご選択いただいた場合、選択した固定金利期間（3 年・5 年・10 年）によってお借入利率は異なります。お借入時の利率は、J A の店頭でお知らせいたします。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は、変動金利に切替わります。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4 月 1 日および 10 月 1 日）の住宅ローンプライムレートにより、年 2 回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 J A 所定の金利で、全期間固定金利となります。 ○ お借入利率には、年 0.8% の保証料を含みます。 ○ 金利は店頭に掲示します。詳細については、J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。 ただし、特定月増額返済の割合はご融資額の 50% の範囲内となります。 ※変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5 年間はご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は 5 年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
担保	○ 不要です。
保証人	○ 株ジャックスの保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。ただし、株ジャックスが必要と認めた場合には、保証人が必要となります。

<p>団体信用生命 共済（保険）</p>	<p>○ J A 所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただきます。        なお、共済掛金は J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は J A 所定の加算利率分高くなります。        ①団体信用生命共済（特約なし）        ②長期継続入院特約付団体信用生命共済        ③三大疾病保障特約付団体信用生命共済        ④団体信用生命共済（連生）        ⑤三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）        ⑥がん保障特約付団体信用生命共済        ⑦がん保障特約付団体信用生命共済（連生）        ⑧団体信用生命共済（ワイド）</p>
<p>9 大疾病補償 保険</p>	<p>○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に別途利率が加算されます。</p>
<p>手数料</p>	<p>○ご融資の際、J A 所定の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。        ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、J A 所定の事務手数料（消費税等含む。）が必要となる場合があります。        ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、J A 所定の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要となる場合があります。        ○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は J A 所定の取扱手数料（消費税等含む）が必要となる場合があります。        ※上記手数料の詳細については、お近くの J A の融資窓口にお問い合わせください。</p>
<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置        本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。        また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置        外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。J A または J A バンク相談所にお申し出ください。        新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）        そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会        「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。        ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。        ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。        なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</p>
<p>その他</p>	<p>○お申込みの際は、J A および㈱ジャックスにおいて所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。        ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、J A の融資窓口までお問い合わせください。        ○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>

J A バンク 新潟